

別 紙 1

愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期） 誓約事項等同意書

当社は、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期）以下「本支援金」という。）における L P ガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 6 期）交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。

- 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項（別記 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記 2）
- 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別記 3）
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

別 記 1

不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 当社は、愛知県及び協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。

- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして協会及び支援金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な支援金の申請及び受領が発生しないよう、愛知県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈与その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文中に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請をするに当たって、また支援金の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別 記 3

ＬＰガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会及び支援金センターは、本支援金の実施に必要な範囲で、ＬＰガスの販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会及び支援金センターは、ＬＰガスの販売業者が提供する情報を事業の終了年度後５年間保存し、協会及び支援金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会、支援金センター及び愛知県等は、ＬＰガスの販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。